

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（一般行政職）

特定事業主名： 関市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８７．２％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８５．１％
全職員	６７．８％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	９８．０％
本庁課長相当職	９５．１％
本庁課長補佐相当職	９４．０％
本庁係長相当職	９７．４％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９３．７％
３１～３５年	９０．９％
２６～３０年	９１．５％
２１～２５年	８５．７％
１６～２０年	８０．１％
１１～１５年	８９．１％
６～１０年	９６．３％
１～５年	１１８．１％

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（技能労務職）

特定事業主名： 関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8%
全職員	71.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	81.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	80.6%
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。
- ・非表示「—」としている箇所については、該当者が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（教育職）

特定事業主名： 関市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８３．９％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８２．４％
全職員	５５．４％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－％
本庁課長相当職	－％
本庁課長補佐相当職	－％
本庁係長相当職	８９．１％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	－％
３１～３５年	－％
２６～３０年	－％
２１～２５年	－％
１６～２０年	－％
１１～１５年	－％
６～１０年	－％
１～５年	－％

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。
- ・役職段階別欄において非表示「－」としている箇所については、該当者が存在しない。
- ・勤続年数別欄において非表示「－」としている箇所については、対象者が当市の採用ではないため、算出することができない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。